

ドライブレコーダー等購入費補助規程

(目的)

第1条

この規程は、東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合（以下「組合」という。）の組合員が、交通事故防止及び車内犯罪の防止等の目的で設置する、車内防犯カメラ（ドライブレコーダー連動型含む）及び映像記録型ドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー等」という。）の導入を促進するため、組合員のドライブレコーダー等の設置に対して、購入費等の一部を補助し、もって交通事故及び車内犯罪防止等に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条

組合員であり、対人共済契約を締結しているものとする。

(補助対象物)

第3条

補助の対象物は次の各号のいずれか一とする。

- (1) 車内防犯カメラ（ドライブレコーダー連動型を含む）
- (2) 映像記録型ドライブレコーダー

いずれも、機種は問わないものとする。

(補助金の額)

第4条

補助金の額は次のとおりとする。

- (1) ドライブレコーダー等の購入1台につき上限1万円（消費税込み）の実費とする。
- (2) 1組合員に対する補助金は、申請時の対人共済契約車両数相当分の購入費に対する補助金額を上限とする。但し、既購入分については平成26年1月1日以降に限る。

（補助金の交付申請）

第5条

補助金の交付を受けようとする者は、ドライブレコーダー購入費等補助金交付申請書（別紙様式）に次に掲げる書類を添付して、既購入分については、この規程の適用日以後3ヶ月以内、この規程適用後の購入分については、購入日以後3ヶ月以内に理事長に提出するものとする。

- (1) 見積書の写し（販売店名、機種、購入単価、数量、購入年月日等が記載されたもの）
- (2) 領収書又は振込書の写し
- (3) リースによる場合はリース契約書の写し

（補助金交付の決定）

第6条

理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条

理事長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の返還を命ずるものとする。補助金の交付を受けた者は、6ヶ月以内

に補助金の全額を返還するものとする。(休・減車等を除く)

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) 事業の全部又は一部を譲渡した場合(譲渡先が組合員である場合を除く)
- (4) 組合を脱退したとき。
- (5) 前記(3)、(4)の規定については、補助金の交付を受けてから3年間適用するものとする。

(補助対象機器の処分制限)

第8条

補助対象者は補助金の交付対象となった機器が3年を経過するまでの期間は譲渡、廃棄、転用、貸付をしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月24日から適用する。
- 2 補助金の交付申請については、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成26年1月1日以降、組合に加入した者に対する補助については、組合に加入した日以降に搭載したドライブレコーダー等に対する購入費を第4条の規定により補助するものとする。

別紙

平成 年 月 日

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

理事長 川村 泰利 殿

支部名

会社名

住 所

代表者



電 話

ドライブレコーダー等購入費補助金交付申請書

ドライブレコーダー等購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ドライブ レコーダー等	既 購 入	台 (内リース 台)
	新規購入	台 (内リース 台)
補 助 申 請 額		円
車 両 数		両 (搭載済 台)

車両数欄には申請時の車両数を、() 内には搭載済みのドライブレコーダー等の台数を記入してください。

※ 添付書類

- ① 見積書 (販売店名、購入年月日、機種、単価、数量等が記載されたもの)
- ② 領収書又は振込書
- ③ リースの場合はリース契約書

(注) 上記書類はコピーで可